

# 伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会

## （個人情報一答申第 1 2 号）

◆諮問第 1 3 号（個人情報）

伊勢崎市予防接種健康被害調査委員会の議事録における自己情報の一部を開示する旨の決定に係る審査請求について

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本審査請求に係る事件の対象となった行政情報については、結論として、伊勢崎市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人である〇〇〇〇氏（以下「審査請求人」という。）に対して行った、自己情報の一部を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨及び経緯

- 1 令和4年4月27日付けで審査請求人は、実施機関に対して、伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定により「本人に係る予防接種健康被害調査委員会の議事録」について、自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）を行い、実施機関は、同日付けで当該開示請求を受け付けた。
- 2 令和4年5月11日付けで実施機関は、審査請求人の行った開示請求に対して、伊勢崎市予防接種健康被害調査委員会（以下「調査委員会」という。）の議事録の一部が条例第15条第1項第8号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和4年5月25日付けで審査請求人は、実施機関に対して、本件処分は条例の解釈及び運用を誤ったもので、違法な処分であることから、「審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。」との趣旨で審査請求を行い、実施機関は、同日付けで当該審査請求を受け付けた。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び審査会における口頭理由説明により、本件処分の理由について、おおむね次のように説明している。

#### 1 非開示情報について

調査委員会の議事録のうち非開示情報とした部分は委員名、委員からの意見及び審議内容とし、条例第15条第1項第8号に規定されている「市の機関の内部における審議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報」に該当するためである。

#### 2 調査委員会の会議等の公開等について

伊勢崎市審議会等の会議の公開に関する指針第6条第3号に規定されている「会議を公

開することにより、公正かつ円滑な会議の議事運営に支障が生じ、会議の目的が達成できないおそれがあると認められる場合」に該当するため、会議の公開については部分公開、議事録の公表は部分公表、委員名簿の公表は非公表として開催したものである。

仮に審議内容等を公にした場合には、新たな案件に係る審議において、委員の率直な意見表明と情報の交換等が阻害されるおそれが生じるとともに、発言者及び関係者等に危害等が及ぶことが危惧され、今後の委員の選出にも影響を及ぼすおそれがある。

#### 第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、反論書及び審査会における口頭意見陳述により、本件処分の内容について、おおむね次のとおり主張している。

##### 1 審査請求及び反論の趣旨について

実施機関の弁明は自己情報の一部を開示することとする決定の根拠について、条例第15条第1項第8号の「市の機関の内部における審議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報」に該当するとしたことは、条例の解釈、運用を誤ったものであり、これらが決定の理由とはならない。

##### 2 弁明に対する反論について

本件処分の不開示の理由を市の機関の内部における審議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報としている点について、何故開示することが率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報であるのか具体的な説明はなく不開示とする合理的根拠に乏しい。不開示とすることにより審議の公正さにおいて無用な疑念を抱かせ信頼性を失わせるおそれが生じかねない。開示することで審議の過程においてどのような議論、検討が行われたのかが明らかになれば審議の公正さが確固たるものになる。

##### 3 予防接種事故賠償保険の適用について

実施機関は予防接種事故賠償保険の審議は終了していると結論付けているが、ワクチン接種被害は起こるべくして起きた事であり、全てが隠蔽された上で勧奨されたワクチンという事実が明らかになった以上、審議は終了したことはない。当初より承知の上で接種勧奨した点、利益相反が明らかになっている点においてもこれは犯罪である。事実を全て明確にし、決められた予防接種事故賠償保険を適用するべきである。

#### 第5 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人が上記第2の第3項で「審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める」趣旨から、実施機関が本件処分をした妥当性について、以下のとおり審議を行った。

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「市の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を保障することにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護

する」ことを目的として制定されたものであり、個人情報保護制度を通じて、市民に信頼される適正な市政運営を推進するものである。

実施機関は、この目的に従い本人から開示請求があったときは、原則として開示しなければならない。審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、個別的かつ適切に判断することとする。

## 2 本件対象の行政情報の議事録について

本件対象の行政情報の議事録は「令和2年10月16日（金）、令和4年3月24日（木）に伊勢崎市役所で開催された調査委員会の会議結果報告」である。

会議結果報告の項目は、日時、場所、会議名、会議出席者及び会議結果（概要）が記載されており、本件処分により非開示情報とした部分は委員名、委員からの意見及び審議内容である。

## 3 本件審査請求の争点について

審査会は、実施機関が行った本件処分が条例第15条第1項第8号に該当するか否かを争点とする。

## 4 本件処分の理由の条例第15条第1項第8号の該当性について

調査委員会は、医療機関及び関係団体から選出された方に、予防接種による健康被害又はその疑い例について、医学的知見や専門的立場から意見を述べ健康被害の適正かつ円滑な処理に資するために設置されたものである。

調査委員会の審議では、委員それぞれが率直な意見を述べ健康被害等について慎重に審議、検討することが重要であり、調査委員会の在り方を考えたときに、これらにより意思決定の中立性を保つことができると考えられるため、委員名、委員からの意見及び審議内容については条例第15条第1項第8号の非開示情報に該当するものと判断する。

## 5 審査請求人の反論について

審査請求人が開示を求める情報は、調査委員会の委員名、委員からの意見及び審議内容であり、これは調査委員会が結論が定まらない中での公表を前提としていない生の意見により予防接種による健康被害又はその疑い例について審議を行うものであり、内容が公表されることを前提としていない委員会であったことを考えると、開示がもたらす支障というのは相当大きく、それらの情報を開示することは、調査委員会による適正な職権行使を妨げ、ひいては裁決の公正性を損なうおそれのあるものであるから、審査請求人が主張する上記第4の第1項及び第2項については認められない。

## 6 予防接種事故賠償保険の適用について

本件審査請求は本件処分に関するものであり、予防接種事故賠償保険の適用として審査請求人が示した事項は予防接種災害補償に関するものであるから、明らかに本件審査請求の争点の範ちゅう外にあるものとすべきである。したがって、本件審査請求においては、これを本件処分の背景に関する参考に留めておき、争点からは除外すべきである。

## 7 結論

以上のことから、本件処分は、上記第1のとおり答申するものである。

## 第6 調査審議の経過

当審査会における本審査請求事件に係る調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和4年6月24日	諮問
令和4年7月26日 (第1回審査会)	審議
令和4年9月16日 (第2回審査会)	口頭理由説明 口頭意見陳述 審議
令和4年11月4日 (第3回審査会)	審議
令和5年1月27日 (第4回審査会)	審議